農業者の皆様へ

令和5年3月27日

福岡県肥料コスト低減推進協議会

肥料価格の高騰に対する支援策（国・県）のご案内

春肥の申請を開始します。詳しくは以下をご確認下さい。

1　支援の内容

国と県の支援により前年度からの増加分の８５％を支援します。

① 国の支援策 【肥料価格高騰対策】

化学肥料低減の取組を2つ以上行う場合、前年度から増加 した肥料費について、前年度からの増加分の70%を支援金として交付します。

② 県の支援策 【福岡県化学肥料低減対策事業】

（化学肥料低減によるワンヘルス推進費）

化学肥料低減の取組を3つ以上（上記の2つ以上を含む）行う場合、上記の国の支援策に15%を県独自で上乗せ支援します。

（追加）県の支援策へ申請した方は、振込手数料を県が負担（秋肥1回、春肥1回の計2回分）します。

2　今後のスケジュール

農業者の皆様は肥料を購入したJAや肥料販売店が設定するスケジュールに拠って下さい。

JAや肥料販売店等がまとめてグループ申請します。

【県協議会への提出期限】

- 第1回　令和5年4月28日（金）
- 第2回　令和5年6月30日（金）
- 第3回（最終）令和5年8月31日（木）

※ 対象は、春肥および秋肥の追加分

3　支援の対象者

化学肥料の低減に向けて取り組む販売農家

5戸以上の農業者グループ単位で申請してください。JAや肥料販売店などでまとめてグループ申請していただくことを 想定しています。

なお、5戸未満の農業者の方も申請を受付ますので、詳しくは、申請受付センター（コールセンター）へお問い合わせください。

4　支援の対象となる肥料

・春肥：令和4年11月～令和5年5月に注文した肥料

［5月31日までの注文分］

※秋肥：令和4年6月～令和4年10月に注文した肥料も申請できます。

【注意点】

肥料法（肥料の品質の確保等に関する法律）に基づき国や都道府県に登録・届出された肥料が対象です。土壌改良材や培土は原則対象外です。（※）

（※）石灰質肥料等、一部の登録・届出された土壌改良材は、支援対象となります。

5　事業参加申込み方法

〇参加申込みに必要な書類等

肥料の注文票及び領収書（又は請求書）、化学肥料低減計画書

〇参加申込み方法

原則として、肥料を購入したJAや肥料販売店へ申込み

6　申請受付センター（コールセンター）

〇事業内容・申請手続き等のお問い合わせは下記までお願いします。

【肥料価格高騰対策事業 申請受付センター（コールセンター）】

・土曜日、日曜日、祝祭日を除く平日の9時から17時まで

・TEL　092－643－5010　　FAX　092－643－5011

・〒812－0053　福岡市東区箱崎2丁目52－1
福岡リーセントホテル内

（最寄りの農林事務所でも事業のご相談を承ります。）

7　ホームページ

〇農業者の皆様やJA・肥料販売店等向けのお知らせ、各種申請書類の様式等を掲載していますので、ぜひご覧ください。

福岡県肥料コスト低減推進協議会　検索